

2017年（平成29年）7月1日制定

2019年（令和元年）7月1日改正

2024年（令和6年）3月15日改正

2024年（令和6年）9月27日改正

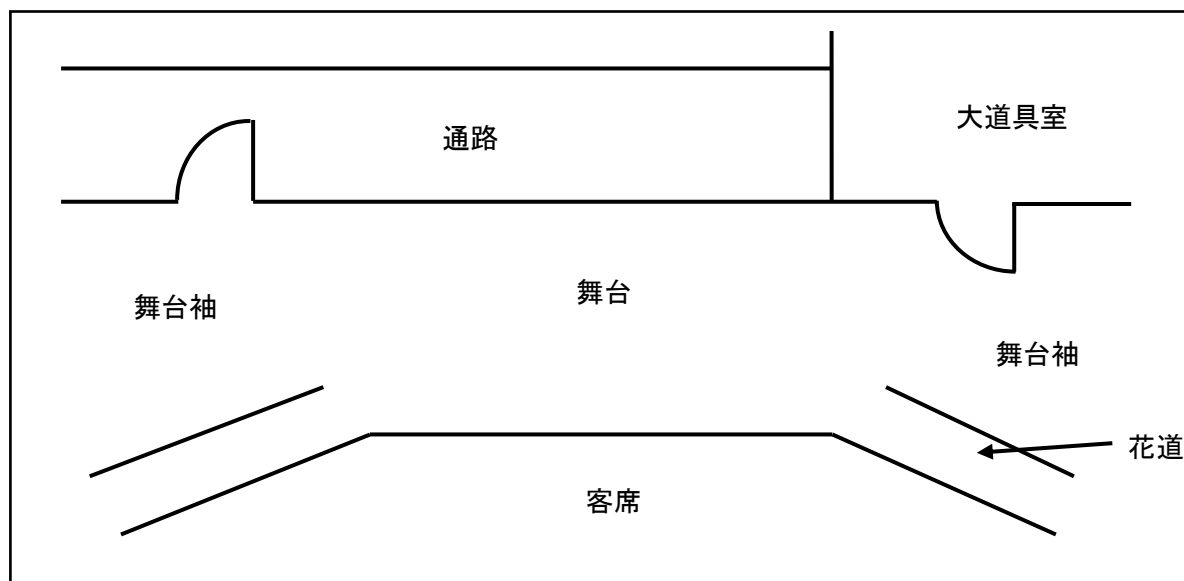
2025年（令和7年）4月15日改正

第1 指定場所の取扱いについて

- 1 喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定（平成4年告示第6号）により喫煙若しくは裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所として指定されるもの（以下「指定場所」という。）については、次に掲げるところによること。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部及びキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）の舞台部については、次によること。

ア 舞台部とは、舞台並びに舞台袖、ならく及び舞台又は舞台袖に隣接する大道具室、小道具室その他のこれらに類するものの全部又は一部で構成されたものをいうこと。



イ 花道については、舞台の一部として取り扱うこと。

ウ 舞台又は舞台袖と隣接する大道具室、小道具室その他のこれらに類するもの

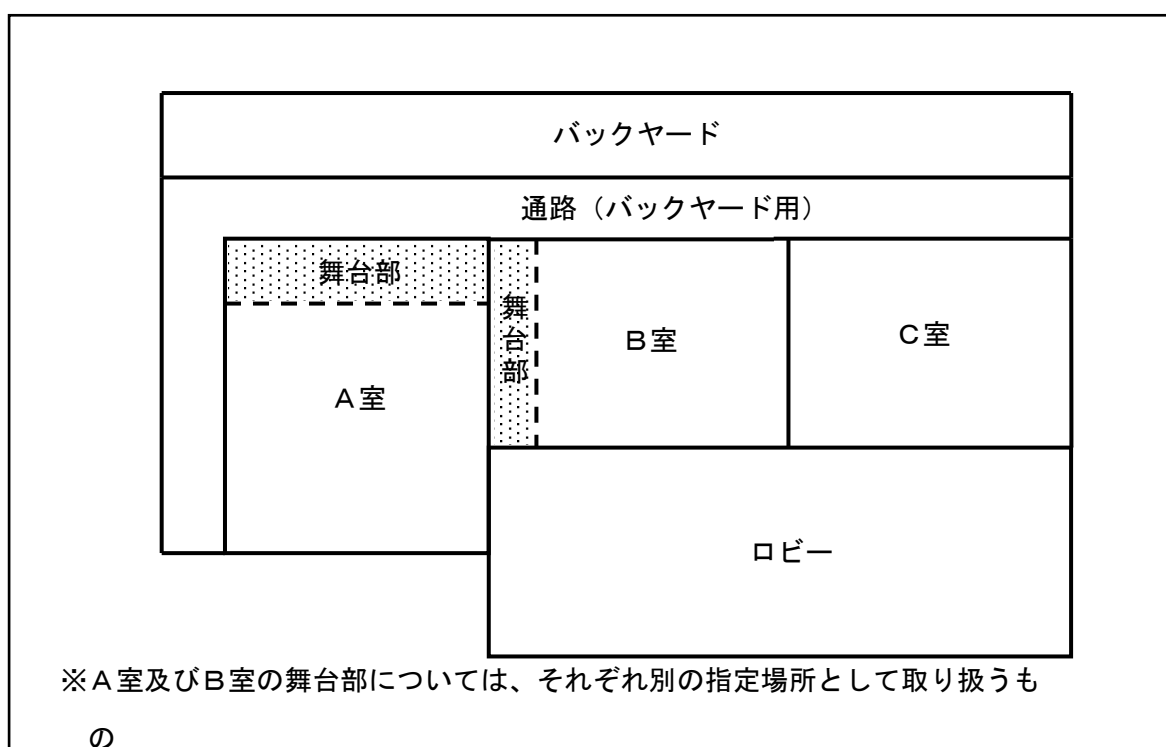
については、当該部分が建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「建基令」という。）第１１２条第２項の基準に適合する床及び壁で区画され、当該壁の開口部に同令第１１２条第１９項第１号イ又はニに規定する防火設備が設けられている場合は、当該部分を舞台部に含まないものとして取り扱うこと。

エ 舞台部に隣接する通路、控室等については、舞台部に含まないこと。

オ 舞台については、常設のもののほか、仮設のものも含むこと。

例：ボクシングの仮設リング、仮設テントで行われるサーカスのステージ等

カ 次の図のように異なる室にそれぞれ舞台部を有するものについては、当該室の舞台部ごとに１の指定場所とすること。



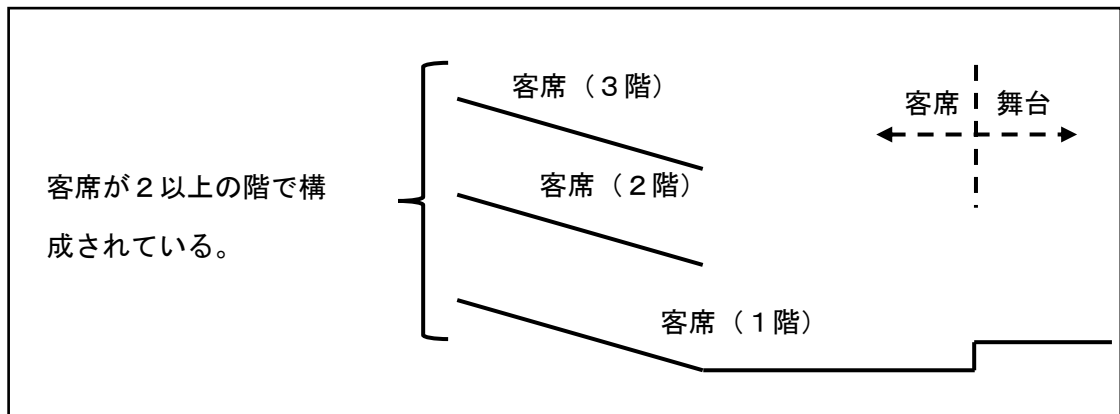
キ カによるほか、同一の室（可動式の間仕切り等により仕切られているものを含む。）に２以上の舞台部を有する場合は、当該舞台部を合わせて１の指定場所として取り扱うこと。

(2) 劇場等の客席については、次によること。

ア 客席内の通路については、当該客席に含むこと。

イ 劇場等の舞台部の客席については、舞台部と合わせて１の指定場所として取り扱うこと。

ウ 次の図のように客席が２以上の階にわたる場合にあっても、１の指定場所として取り扱うこと。



(3) 劇場等の公衆の出入りする部分については、次によること。

ア ホワイエ及びロビー

イ 駐車スペース、階段、通路、エレベーター、エスカレーター、休憩所、トイレ等不特定多数の者が出入りする部分

(4) キャバレー等の公衆の出入りする部分とは、(3) イに規定するもののほか、客席及びホールとすること。

(5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場及び展示部分については、次によること。

ア 百貨店等の売場とは、物品を陳列し、販売する部分及び当該部分相互間の通路であること。

イ 百貨店等の展示部分とは、物産展、展覧会等を行う催事場であること。

(6) 百貨店等の公衆の出入りする部分については、(3) イに規定するもののほか飲食又は休憩の用に供する部分とすること。

(7) 百貨店等の売場、展示部分及び公衆の出入りする部分（以下「売場等」という。）の床面積の算定については、次によること。

ア 売場等の床面積の算定に当たっては、棟（独立した1の建築物又は独立した1の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）ごとに行うこと。

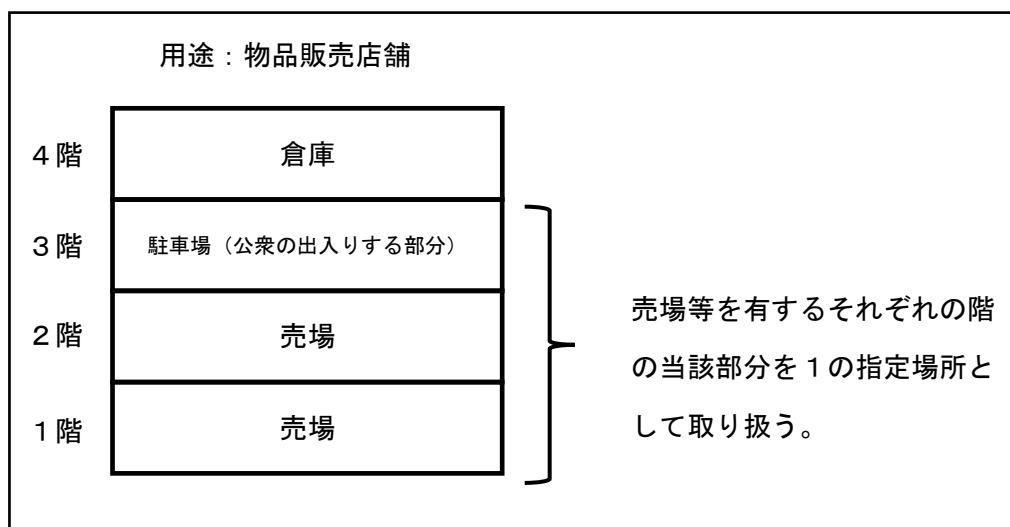
イ 百貨店等の部分が存する複合用途防火対象物における売場等の床面積の算定に当たっては、共用部分の床面積を按分すること。

ウ 売場等に隣接する次のものについては、当該部分の床面積に算入しないこと。

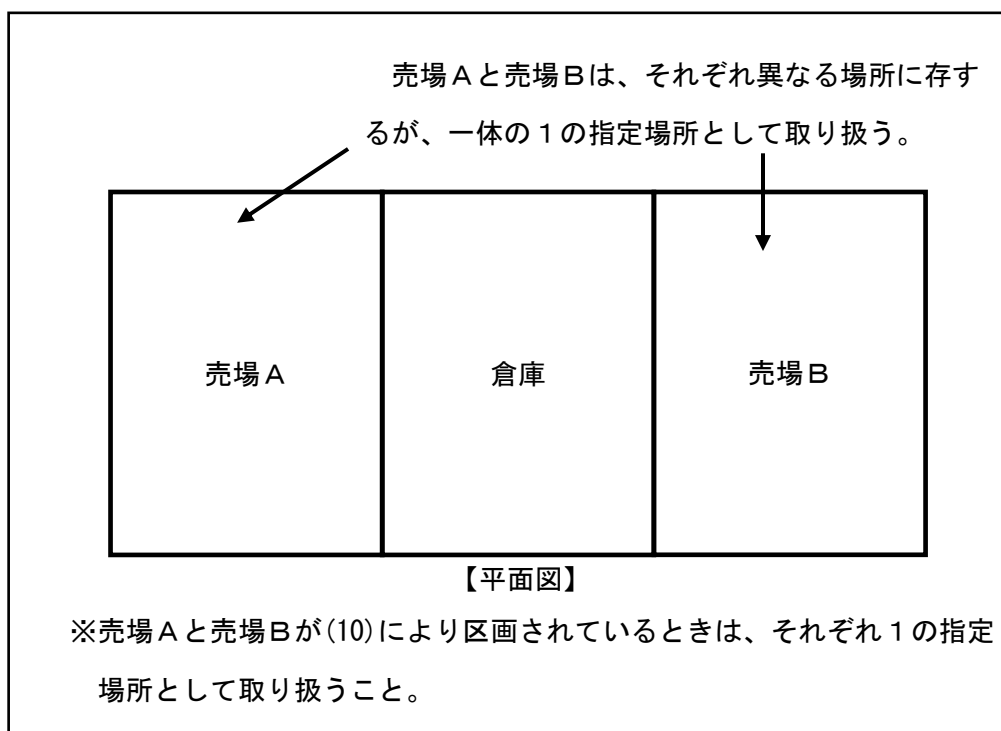
(7) ストック場及び荷さばき場

(イ) 食品の加工場

- (8) 次の図のように売場等が2以上の階にわたるときは、1の階ごとに1の指定場所として取り扱うこと。

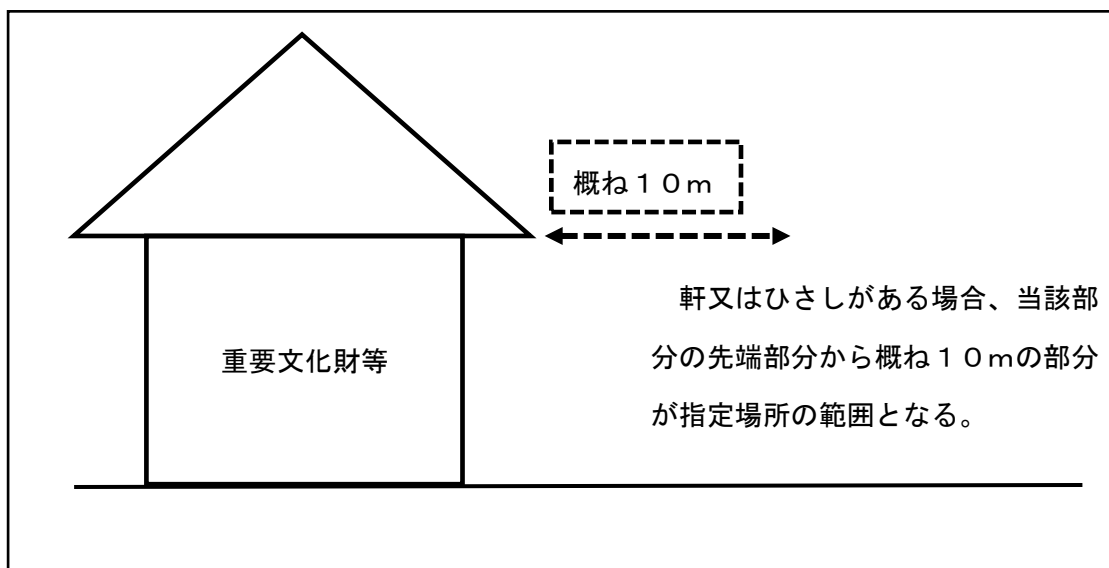
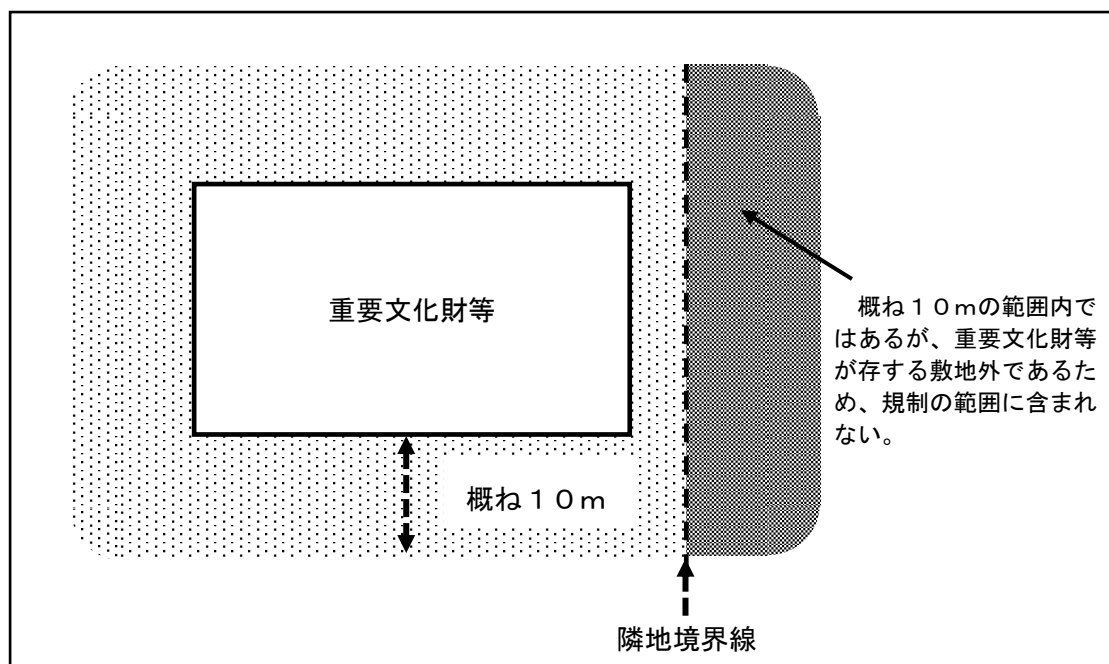


- (9) 1の階に存する売場等がそれぞれ異なる場所に存する場合であっても、当該階に存する売場等全てを1の指定場所として取り扱うこと。
- (10) 1の階に存する売場等の部分が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の壁で区画されているときは、前(9)にかかわらず、それぞれ1の指定場所として取り扱うこと。



- (11) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要

有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第４３号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）の周囲については、当該建造物の軒先又はひさしの先端部分（軒又はひさしがない場合は、当該建造物の外壁）から概ね１０メートルの範囲とし、当該建造物が存する敷地内に限るものとする。



(12) テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分には、テレビスタジオ内の観覧席及び当該スタジオに隣接し、付属して使用される部分を含むものとする。ただし、テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分と隣接する当該部分が建基令第 1

12条第2項の基準に適合する床及び壁で区画され、当該壁の開口部に同令第12条第19項第1号イ又はニに規定する防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

第2 一時的に指定場所となる用途で使用する場合等の取扱いについて

- 1 指定場所を本来の用途以外の用途（指定場所に該当する用途に限る。）として使用する場合は、当該用途で規制すること。

（例）展示場部分をコンサート会場として使用する場合

⇒劇場等として取り扱う。

- 2 指定場所を本来の用途以外の用途（指定場所に該当しない用途に限る。）として使用する場合は、指定場所として取り扱わないこと。

（例）展示場部分を倉庫として使用する場合

⇒指定場所として取り扱わない。

- 3 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、指定場所として取り扱うこと。

（例）物品販売店舗の倉庫部分を売場として使用する場合

⇒指定場所（百貨店等）として取り扱う。

第3 禁止行為の範囲について

- 1 福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、禁止される行為（以下「禁止行為」という。）については、次に掲げるところによること。

（1）喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

（2）裸火の使用とは、火気使用設備器具等（以下「火気設備等」という。）を使用する行為又は火炎、火花若しくは発熱部を外部に露出した状態で使用する行為をいう。

ア 電気を熱源とするものは、次のいずれかに該当するものを裸火の使用として取り扱うものとする。

（ア）赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの

（イ）外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400℃以上のもの）

イ 次に掲げるものは、裸火を使用する行為に該当しないものとして取り扱う。

(7) 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気設備等のうち、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外へ排出する密閉式燃焼設備器具で、一般財団法人日本ガス機器検査協会等の検査機関の検査を受けているもの

(イ) 電気を熱源とする火気設備等のうち、トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン、煙霧発生器（スモークマシン）（煙霧発生器については、使用する発煙剤が危険物の場合は、危険物品の持込みとなり、承認申請の対象となる。）等、発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもの及びホットプレート、IH調理器等の瞬時に着火しない器具

(ウ) 火薬類取締法施行規則第1条の5各号に掲げる、がん具用煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉（以下「クリスマスクラッカー及び平玉」という。）を消費する行為

(3) 危険物品の持込みとは、福山地区消防組合火災予防規則（平成2年規則第18号。以下「規則」という。）第21条各号に掲げる危険物品を持ち込むすべての行為をいう。ただし、次に掲げるものは、危険物品の持込みに該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 調理に使用するために持ち込む最低限度の動植物油類又は可燃性液体類

イ 可燃性固体類に該当するパラフィン等で造られている装飾品、美術品等

ウ 百貨店等の売場において商品として陳列し、販売されるもの

エ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみ行う場合で、商品容器に密閉されたものに限る。）

オ 車両に密閉された状態で内蔵されている燃料

カ 車両及び工作機械に密閉された状態で内蔵されている潤滑油等

キ 清掃に使用する洗剤等に含まれる危険物

ク 従業員の監視のもと、キャンドル、調理用固形燃料等を燃焼させる行為

ケ クリスマスクラッカー又は平玉を消費するために持込む行為

2 規則第21条に規定する常時携帯するもので軽易なものとは、通常携帯する程度のライター、マッチ等を持ち込む行為であること。

第4 禁止行為の解除に係る要件について

禁止行為の解除に係る要件（以下「承認要件」という。）については、次表に掲げる指定場所及び禁止行為の種類に応じて別表第1から別表第5までのとおりとす

ること。ただし、禁止行為を行う位置、構造、設備、器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、当該承認要件によらないことができるものとする。

指定場所	禁止行為	承認要件
劇場等、キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルの舞台部 テレビスタジオの撮影セットを設ける部分	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 1 参照
劇場等の客席	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 2 参照
劇場等又はキャバレー等の公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	別表第 3 参照
百貨店等の売場、展示部分及び公衆の出入りする部分	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 4 参照
重要文化財等として指定された建造物の内部及び周囲	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 5 参照

第 5 禁止行為の解除について

- 1 禁止行為の解除に係る基本的事項については、次に掲げるところによること。
 - (1) 禁止行為の解除に当たっては、解除の対象となる禁止行為が業務上必要であると認められるものであり、かつ、承認要件に適合していると認められる場合について、最小限度の範囲において行うものとする。
 - (2) 禁止行為の解除は、1 の指定場所ごとに行うものであること。
 - (3) 裸火の使用が危険物持込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持込み」の両方の承認基準を適用すること。
 - (4) 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 3 条第 1 項第 9 号を受けた高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 5 項第 8 号に基づく「高圧ガス保安法施行令関係告示」（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条とすること。

具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボ

ンベ、エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）等が該当するものであること。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入り可燃性ガスは解除承認できない。

2 申請については、次に掲げるところにより行わせること。

(1) 規則第21条の規定による禁止行為の解除の承認に係る申請については、1の指定場所ごとに行わせるものとする。

(2) 申請は、所定の様式（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付させ、行わせること。

ア 承認を受けようとする場所の詳細図

イ 付近の略図

ウ 承認要件への適合状況が確認できる図書

3 申請書を受けたときは、申請書の記載事項及び添付書類について確認し、受理すること。この場合において、記載漏れ、添付書類の不足等を認めたときは、申請者に対し、期間を定めて訂正を求めること。

4 申請書に形式的な不備がないことを認めた場合は、申請書及び当該申請書に係る防火対象物の査察台帳を活用し、承認要件への適合状況について審査すること。このとき、必要に応じて申請に係る防火対象物の立入検査を実施すること。

5 承認の決定及び通知については、次に掲げるところにより行うこと。

(1) 審査及び検査の結果、承認要件に適合すると認めたときは、禁止行為の解除について承認するものとして処理すること。

(2) 承認の通知は、申請書の経過欄に申請について承認する旨、解除する禁止行為、承認年月日及び指令番号を記載した副本を申請者に返却することをもって行うこと。

(3) 指定場所及び解除する禁止行為の内容に応じて必要な条件を付すときは、申請書の承認条件欄に当該条件を記載するものとする。

6 不承認の決定及び通知については、次に掲げるところにより行うこと。

(1) 審査及び検査の結果、承認要件に適合しないと認めたときは、禁止行為の解除について承認しないものとして処理すること。

- (2) 不承認の通知は、申請者に様式第 1 号に定める不承認通知書を申請者に交付するとともに、当該通知書の交付年月日及び指令番号を申請書の経過欄に記載し、当該申請書の副本を返付することにより行うこと。
- (3) 喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込みのうち、2 以上の禁止行為について承認の申請があった場合で、そのいずれかの禁止行為の解除について承認しないときは、当該行為を承認しない旨を様式第 1 号に定める不承認通知書で通知すること。

第 6 承認の取消しについて

- 1 承認要件に適合していないことが判明したときは、承認を取り消すことができるものとする。
- 2 承認の取消しは、様式第 2 号に定める承認取消書を承認を受けた者に交付することにより行うこと。
- 3 承認の取消しは、取消事由並びに指定場所における防火管理及び消防用設備等の設置状況から判断し、承認の一部について行うことができるものとする。

第 7 施行期日等

- 1 このマニュアルは、2017 年（平成 29 年）7 月 1 日から施行する。
- 2 このマニュアルは、2019 年（令和元年）7 月 1 日から施行する。
- 3 このマニュアルは、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。
- 4 このマニュアルは、2024 年（令和 6 年）9 月 27 日から施行する。
- 5 このマニュアルは、2025 年（令和 7 年）4 月 15 日から施行する。